

令和元年台風19号

丸森町訪問調査成果報告書

令和3年4月

仙台弁護士会・災害復興支援特別委員会

第1 令和元年台風19号丸森町訪問調査の実施について

1 調査の目的

令和元年台風19号により被災した丸森町において、発災後から令和2年12月までの間、当会有志の弁護士や宮城県建築士事務所協会所属建築士などが被災者に個別のアウトリーチ型相談を継続してきたが、令和2年12月の段階でも、支援の情報が行き届かず修繕未了のまま被災した家屋に居住している被災者が存在していることが確認されていた。

しかし、丸森町では、発災から1年をすぎたことで応急修理制度をはじめとした被災者支援の各種制度につき、町が設定した終了期限を迎えていた。そこで公的支援から取り残されてしまった被災者が現れはじめていないかという問題意識の下、被災者への相談を通してその実情のサンプル調査を実施し、その結果を踏まえて、主として支援制度継続の要否等を検討し、検討結果を関係各機関に提示すること等を目的として実施したものである。

2 調査の概要

(1) 調査の主体：仙台弁護士会

(2) 調査の同行：宮城県建築士事務所協会、地域支援団体 Connect Feelings

(3) 期間：令和3年1月23日～同年3月17日まで

(4) 実施日数：12日

【内訳】令和3年1月23日、31日、2月4日、6日、10日、20日、
24日、27日、3月7日、10日、13日、17日

(5) 対象被災者数（町議員との意見交換会、新聞社取材同行は除く）

40名（延べ人数45名）

注）No.1,36／No.2,13／No.3,10,46／No.37,47 は同一人物の複数回訪問。

(6) 派遣弁護士数

9名（延べ17名）

第2 調査結果の分析

1 はじめに

本調査の中からは、応急修理制度の終了、災害ゴミの受け入れの終了、被災家屋の解体・撤去費用の支援の終了、上下水道等のライフラインの復旧未了、住まいや生活の再建方針が立たない、福祉・地域支え合いセンターの機能の点で特筆すべき点が上がったため、これらについて、主に復興計画や事業進捗状況との関係、サンプル事例の紹介、そこから見える課題という観点で順に分析した結果を述べる。

また、本調査の中で、専門士業によるアウトリーチ型支援を実施した被災者の追調査、町議員との意見交換等も行ったため、そのことについても若干触れておく。

2 応急修理制度の終了

(1) 復興計画・進捗状況等との関係

応急修理制度は、令和2年11月30日で申請終了（工事完了期限：令和2年12月28日）。

令和2年12月31日時点で、338件受付、332件完了となっている。

丸森町全体での半壊以上の住家被害の件数は820件。家屋解体は280件。そうすると、半壊以上で家屋解体していない件数は540件となる。そのうち338件が応急修理制度を利用しているとすると、単純計算で残り202件が応急修理制度を利用していない計算になる。

(2) 応急修理制度未利用等に関するサンプル事例

①被災後、区長の仕事で忙しく、自宅の修繕を後回しにしていたところ、応急修理制度の受付期限が過ぎてしまった。役場には延長を要請したが打ち切

られた。道路の分断があった筆甫地区であり、情報が届きにくかったことも一因としてあげられそう (No.44)。

②60代男性、在宅、独居。被災（土砂崩れ）により風呂などの水回り損壊。当初一部損壊の判定だったが、建築士の助力により再判定を受け半壊に認定が上がるも既に応急修理制度終了間近で、その後受付終了。支援者などの働きかけにより最近になって復旧の意欲が出てきたが、今となっては応急修理制度が終了してしまっている。(No.3,10,46) …写真①

③70代男性、在宅、独居。全壊。自分の手で好きなように修理したいとの希望があり、応急修理制度など公的支援は受けないという強い意志あり (No.14)。

④女性、年代不明。自宅に泥流入しカビの問題あり。建築士の関与により判定なしから準半壊に判定が上がったことで応急修理制度を無事利用でき、一応の修繕はできた (No.33)。

⑤80代女性。裏山の崩れで台所の壁が損壊し準半壊。老後の貯えがあったため、資力要件の点で応急修理制度利用の要件に該当しないと考え利用を諦める (No.15)。

(3) 課題

- ・公的支援に頼らない意思を持つ方もいるが、上記統計に基づく単純計算からしても、応急修理制度未利用のまま終了を迎えた方が一定数いることがうかがえる。現に、訪問調査の中で、応急修理制度未利用のまま、風呂などの水回りが使えない生活を送っている方を確認している。
- ・再判定を受けることで罹災判定が上がった方については、応急修理制度利用までの検討時間があまりにも短かったのではないか。
- ・制度の一律終了にあたって、道路の分断等の地域的・個別的な事情の考慮はなされたのか。

- ・ 応急修理制度利用及び終了に関する情報周知について、広報紙への掲載等文字情報の伝達のみを頼っていたということはないか。
- ・ 総じて、修繕未了の世帯については、町が応急修理制度の終了期限を短く設けたことにも一つの原因が見いだせるのではないか。

3 災害ゴミの受け入れの終了

(1) 復興計画・進捗状況等との関係

丸森町内の災害ゴミの受入場所は令和2年12月19日で受け入れを終了している。仙南クリーンセンターへの持込み無料受入れも同年12月30日で終了している。

丸森町の事業の進捗としては、100%搬出済みで完了と報告されている。

(2) 災害ゴミに関するサンプル事例

- ① 60代男性、在宅、独居。被災後パワーレスに陥り、自ら片づけをしないまま、家の周りには土砂被害で使えなくなったと思われる家電・家財等の生活ごみが置いたままになっている (No.46) …写真①
- ② 男性、自宅被害はなし。所有の小屋が被災、近時解体したためその廃材が残っているが、その処分費用がなく処分に困っている (No.39)。

(3) 課題

- ・ 被災後、パワーレスに陥って片づけが後回しになり、いざ片づけを始めた時には災害ゴミの無料受入れが終了し、生活環境内等にゴミが放置されたまま、生活再建の妨げとなっている方を確認した。
- ・ 罹災証明書提示による仙南クリーンセンターへの災害ゴミ持込み無料処分についてまで受け入れを早期に終了させてしまったことにも一因があるのではないか。

4 被災家屋の解体・撤去費用の支援の終了

(1) 復興計画・進捗状況等との関係

令和2年8月31日で公費解体受付は終了、自費解体費用償還の申請受付も同年10月30日で終了。

丸森町の事業の進捗としては、令和2年12月31日時点で、280件受付、撤去済率100%で完了となっている。

(2) 被災家屋の解体・撤去費用の支援に関するサンプル事例

①従前の親族関係から相続関係の処理が容易ではなく、受付終了期限まで相続登記を入れられなかったため公費解体できず、今も自宅は土砂に埋まって全壊のまま未解体で放置状態 (No.21)。…写真②

②河川氾濫で隣家が被災し住民死亡。死亡した住民に家族はなく、住宅は被災当時のまま土砂や流木が入って荒れた状態で放置されており、地域の復旧にも課題を残す。公費解体の制度が終わった以上、相続人が見つかって相続人自ら費用をかけて積極的に解体を行うとは考え難い (No.34)。

…写真③

(3) 課題

- ・公費解体の前提として相続関係の処理が必要な場合があるが、相続の処理は1年程度の公費解体申込期限内に簡単に終わるものはそう多くはない。そのようなことが制度終了にあたって十分に考慮されたか疑問。
- ・公費解体が終了してしまうと、被災家屋が被災当時のまま地域に残されてしまうケースの発生が予想され、地域としての復興や防災・防犯上も課題を抱えたままになってしまう。

5 上下水道等のライフラインの復旧未了

(1) 復興計画・進捗状況等との関係

復興計画上は、上下水道等のライフラインの復旧が掲げられており、令和2年中に完了する計画となっている。

丸森町令和3年1月付「復旧・復興の進捗状況」には、上下水道等のライフライン復旧の進捗状況に関する記載はない。

(2) 上下水道等のライフラインの復旧未了に関するサンプル事例

①上下水道の復旧未了で困っている (No.7,8,20,22,28,)

②道路の復旧 (No.7,25,42)

(3) 課題

・令和3年に入っても上下水道に関しては困っていると訴える世帯が多数あるところ、町は復興計画通り令和2年中に復旧を完了させていない可能性があり、またその点について住民への説明やいつまでにやる等の十分な情報提供がなされていない様子が見られる。

6 住まいや生活の再建方針が立たない

(1) 復興計画・進捗状況等との関係

丸森町全体での半壊以上の住家被害の件数は820件。

丸森町の第1回住宅の再建等に関する意向調査のアンケート配布数は、プレハブ・みなし・在宅を含めて432件（回収率93.8%）、第2回住宅の再建等に関する意向調査のアンケート配布数は、プレハブ・みなし・在宅を含めて354件（回収率98.6%）となっている。仮にアンケート配布の対象者が第1回、第2回共にほぼ重なっているとした場合、町が実施したアンケートの調査対象者は、半壊以上の住家被害の件数の約半数程度にとどまっているものと推測される。

(2) 住まいや生活の再建方針が立たないことに関するサンプル事例

①再建方針につき家族間で考えが合わない (No.5,6,37,43,47)

②被災した現地の排水や道路未復旧の課題が残っていて、現地再建が進まない (No.7,8)

③河川工事計画との関係 (自分の土地が堤防になるかもしれない等) で明確な見通しを伝えられておらず、再建の見通しが立てられない (No.21)。

…写真④

(3) 課題

- ・再建方針につき家族間調整が必要であれば、弁護士や建築士などが費用面 (公的支援制度利用の提案等を含む) や現地再建の安全性の検討、修理・建築の具体的方法などにつき家族から相談を受けつつ、再建方針の意思決定支援をすること (災害ケースマネジメントの実施) が可能だが、町としてそのような仕組みが採用されていない。
- ・生活に直結する排水や道路などのライフラインの復旧は、再建方針の決定にとって重要だが、いつまでに復旧を完了するのかなど町から明確な回答が得られないことが被災者の再建方針決定の妨げになっている。これは同じく河川の復旧工事等にも当てはまる。

7 福祉・地域支え合いセンターの機能

(1) 復興計画・進捗状況等との関係

被災した住民を支えるため、地域支え合いセンターを設置し、生活相談支援員の仮設団地等巡回や相談支援を令和3年中まで行うとなっている。

また、町は、地域支え合いセンターと連携しながら、被災した住民の健康状態の把握と要フォロー者への支援を、期限を定めずに継続的に実施していくこととなっている。

(2) 福祉・地域支え合いセンターの機能に関するサンプル事例

①認知症の傾向が強く出て金銭管理等に問題を抱えているプレハブ仮設住宅

入居中の方。被災時居住地区の民生委員（民生委員自身も住宅全壊の被災者）が本人の通院等をはじめとした生活サポートを継続し、その後、町・地域包括につないだことでようやく福祉的支援受給に向けて動き始めた。しかし、それ以前に、町や地域支え合いセンターにおいて、本人の認知症傾向の把握や支援等がなされていなかった（No.36）。

②災害とは無関係だが、明治頃建築の老朽化した倒壊寸前の家屋に居住している方で、足に不自由（脊柱間狭窄症）があり、年金も手取り3万円程度で生活しているため、本来であれば福祉的支援が必要なのに支援に全くつながっていない方がいることも判明した（No.30）。…写真⑤

（3）課題

- ・復興計画では、生活相談支援員の仮設巡回、保健師等の訪問による健康状態把握と要フォロー者の支援を謳っているが、仮設入居者であるにも関わらず、通院等の生活支援も認知症に気づいて町や地域包括につないだのも被災元地の民生委員だったという事実からすれば、復興計画記載の通りに町の福祉関係機関や地域支え合いセンター等が機能していたといえるのか、甚だ疑問がある。
- ・健康や生活に課題を抱える住民がおり、その方が福祉の支援がつながっていないことからすれば、被災の有無にかかわらず町の平時の福祉のあり方にも疑問が残る。

8 専門士業によるアウトリーチ型支援を実施した被災者の追調査

（1）前提

本調査企画以前から、仙台弁護士会及び宮城県建築士事務所協会はアウトリーチ型の被災者相談等による支援を実施し、被災者の生活再建をサポートしてきた。そのような支援を実施した方の再訪問も数件行った。

(2) 士業によるアウトリーチ型支援実施のサンプル事例

- ①建築士の関与により、罹災判定が一部損壊から半壊に上がった。パワーレスであったが、支援者、建築士、弁護士が継続的に訪問して関係を築き、今になってようやく生活再建の意欲が出始めている方 (No.3,10,46)。
- ②建築士の関与により、判定なしから準半壊に判定が上がり、応急修理制度を利用して自宅の修繕を行えた方 (No.33)。
- ③76才男性、単身居住。発災直後に弁護士・建築士が実施した現地相談会に来た方で、弁護士・建築士が直ちに自宅を訪問し、床の張り替えが必要であるとの見立てを立て、後日別に住む兄弟に集まってもらい、その家族会議に弁護士・建築士・施工業者も同席して、応急修理制度の利用と兄弟の協力による不足資金準備や修理方法を確定し、泥除け・床下の乾燥期間を経て、発災後数か月で修理が完了。その後、台所など別室の床をDIYで張り替えるなど、専門士業の関与をきっかけに災害から立ち直って意欲的に日常生活を送っている方 (No.45)。…写真⑥～⑨

(3) 課題

- ・アウトリーチ型の相談や災害ケースマネジメントの有用性が確認でき、今後、制度として採用していくことが望まれる。

9 町議員との意見交換等

弁護士と町議員との意見交換会も実施するなどし、被災者住民の実情を町政にも反映してもらうよう働きかける活動等も行った (No16,17,18,38,48)。

また、河北新報社の取材同行も行った。今後、その記事が新聞に掲載される予定である。

調査の状況を町議員やマスコミに伝え、声なき声を町政に反映してもらうことは活動の一環として重要である。今後、現実に町政に反映されることが

望まれる。

第3 調査結果の利用

本調査結果については、当会の災害復興支援活動の基本情報として利用するほか、

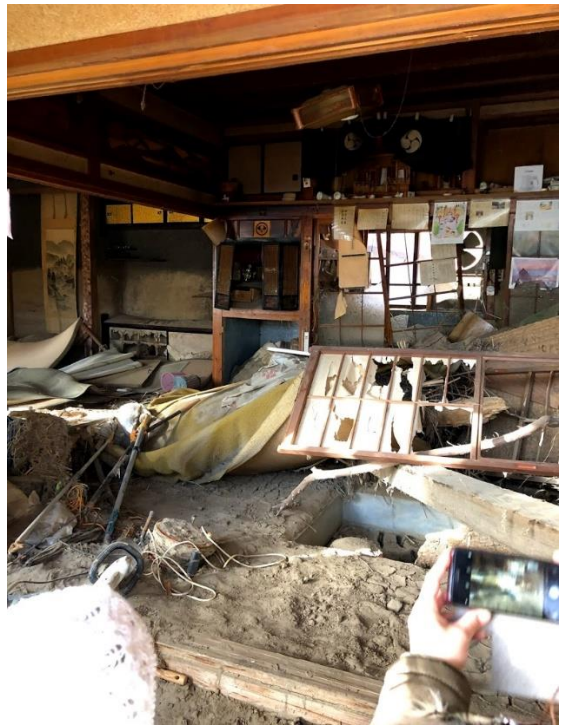
- ①各種支援者、マスコミ、一般市民などを対象とする結果報告会などを開催し、必要な被災者支援制度創設の世論を喚起するための活動
 - ②町や県などの行政機関に報告や提言を行う活動
- などにも利用していく予定である。

以上

写真①



写真③



写真②



写真④



写真⑤



写真⑧



写真⑥



写真⑨



写真⑦

